

三重県公立小中学校等における学習者用端末の共同調達に係る協定書

三重県 GIGA スクール構想推進協議会 会長 福永 和伸（以下「甲」という。）と
〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、国が推進する「GIGA スクール構想の実現」において甲が実施する学習者用端末（以下「端末」という。）の共同調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国が推進する「GIGA スクール構想の実現」において、端末等の都道府県単位の広域的な共同調達を実施することが推奨されていることに鑑み、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するため、甲が実施する公立小中学校等における学習者用端末の共同調達に関し、以下の内容について甲及び乙の双方が合意することを目的とする。

（実施主体）

第2条 端末等整備事業の実施主体は、県内市町等又は三重県（以下、「市町等」という。）とする。

（整備対象）

第3条 端末等の整備対象は、当該市町等が所管する公立小中学校、及び義務教育学校とする。

（契約の締結）

第4条 乙は、本協定締結後、実施主体である市町等と契約を締結し、甲が作成した別添仕様書及び当該市町等との契約に則り、端末を配備するものとする。

（業務の適正履行）

第5条 乙は、端末等が三重県の公立小中学校等の授業等において使用されるものであることを十分認識し、本協定の目的に従い、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に業務を履行しなければならない。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

（仕様等）

第7条 端末等の仕様等については、別添仕様書のとおりとする。

（権利義務の譲渡）

第8条 乙は、この協定により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの協定の履行を第三者に委任することができない。

（報告義務）

第9条 乙は、本協定の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに甲に報告し、甲は乙と協議する。

（業者調査への協力）

第10条 甲が、この協定に係る市町における予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、市町における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、

この協定の終了後も、同様とする。

(甲の解除権)

第 11 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしに協定を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じて、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 委託業務の履行ができないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (3) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。
- (4) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。
- (5) この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除したときは、委託業務の終了した部分を確認し、相応する業務委託料を支払わなければならない。

(協議事項等)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 5 月 15 日

甲 三重県津市広明町 13 番地
 三重県 GIGA スクール構想推進協議会
 会 長 福永 和伸 印

乙 ○○県○○市（町）○○町○丁目○番○号
 代表取締役 ○○ ○○ 印